

一九五四年四月十日 週三回発行（火、金曜日）  
第三種郵便物認可

# 公報

第六十七号  
一九五六年  
八月二十二日

## 主要目次 頁

### 規 則

○法務局組織規則の一部を改正する規則

### 告 示

○準電気事業者の事業許可の失効

### 中央教育委員会訓令

○推薦教科書目録編集委員の手当

### 規 則

#### ○規則第八十三号

法務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。  
一九五六年八月二十二日

行政主席 比嘉 秀平

法務局組織規則の一部を改正する規則

法務局組織規則（一九五三年規則第六十六号）の一部を次の通りに改正す

る。

第十九条第三号を削る。

第四節及び第五節をそれぞれ一節ずつ繰り下げ、第三節の次に次の一節を加える。

#### 第四節 軍用地関係事務所

（名称、位置及び管轄区域）

第十九条の二 軍用地関係事務所の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

名 称 位置 管轄区域

軍用地関係事務所 那覇市 琉球一円（所掌事務）

第十九条の三 軍用地関係事務所において、左の法務局所掌事務の一部をつかさどる。

- 一 軍使用土地所有者の調査確認に關すること。
- 二 軍使用土地の登記の囑託に關すること。
- 三 軍使用土地賃借料及び地上物件補償金の支払準備に關すること。
- 四 軍使用土地の契約に關すること。
- 五 軍使用土地訴願書類の取扱に關すること。

六 その他法務局長の命ずること。

第二十二條第一項中「刑務所」を「沖縄刑務所」に改め、同項の表中教育課の項を次のように改める。

教育課 教科教育、特殊教育、レクリエーション及び生活指導に關すること。

第二十二條第一項の表中教育課の項の次に次の一項を加える。

分類課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、累進処遇及び仮釈放の審査資料の作成並びに保護に關すること。

第二十二條中第二項及び第三項をそれぞれ一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 宮古刑務所及び八重山刑務所に次の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務はそれぞれ下欄のとおりとする。

庶務課 前項に定める庶務課、用度課及び医務課に屬する所掌事務に關すること。

保安課 前項に定める保安第一課、保安第二課、保安第三課、作業課、教育課及び分類課に屬する所掌事務に關すること。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 刑務官の階級は、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守とする。

別表中首里登記所の項、管轄区域の欄を次のように改める。

那覇市の内「首里金城町、首里寒川町、首里山川町、首里池端町、首里真和志町、首里大中町、首里桃原町、首里当蔵町、首里赤田町、首里山町、首里島嶺町、首里汀良町、首里赤平町、首里儀保町、首里久場山町、首里平良町、首里石嶺町、首里大名町、首里末吉町、浦添村、西原村、宜野湾村

別表中「胡差登記所」を「コザ登記所」に、「越來村」を「コザ市」に改め、八重山登記所の項、管轄区域の欄中「与那国町」を削り、次の一項を加える。

名 称 位置 管轄区域  
与那国登記所 与那国町 与那国町

### 告 示

#### ○告示第七十九号

左記準電気事業者の事業許可は有効期間満了のため失効した。  
一九五六年八月二十二日

行政主席 比嘉 秀平

許可年月日 指令番号  
一九五三、三、十一 第四百三十四号  
一九五三、六、十五 第八百十九号  
住 所 氏 名  
羽地村田井等区十二棟 真栄田義貞  
恩納村字谷茶二町 石川 元嗣

中央教育委員会訓令

○中央教育委員会訓令第二号

一般職の職員の給与に関する立法（一九五四年立法第五十四号）第十八条第一項に基づき、推薦教科書目録編集委員の手当を次の通り定める。

一九五六年八月二十二日

中央教育委員会

推薦教科書の目録編集委員の手当は  
巻目に付き式百五拾円とする

附 則

この訓令は公布の日から施行し、一九五六年七月一日から適用する。

発行所

行政主席官房文書課

(星印刷所印行)